

公益社団法人静岡県農業振興公社 農地中間管理事業農用地等借受希望者の募集要領

- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号 以下「法律」という。）第17条による、農用地等の借受希望者の募集は、法律、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号 以下「施行規則」という。）、及び公益社団法人静岡県農業振興公社農地中間管理事業程（平成26年3月24日農振第762号認可 以下「事業規程」という。）によるほか、この要領の定めによるものとする。

（農地中間管理事業の募集区域の設定）

- 2 公益社団法人静岡県農業振興公社（以下「公社」という。）は、借受希望者の募集に際して、市町の意見を聴いて、募集区域を設定する。

市町は、公社から募集区域の照会（様式1号）があった場合は、公募を希望する募集区域名、当該区域の農用地等の状況及び担い手の状況（様式2号）を記入の上、公社の依頼があった場合は募集区域が明確となる地図を添付して公社に報告するものとする。

公社は、市町から募集区域の変更の申出があった場合は、市町と協議して募集区域を変更するものとする。

（借受希望者の募集）

- 3 公社は原則として毎年度4月1日から3月31日まで、借受希望者の募集を行う。

借受希望者の募集は、原則として、公社のホームページその他適切と思われる方法により行う。

（応募の条件）

- 4 借受希望者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法律第18条第4項の要件を満たす者
- (2) 応募申込書の記載事項の公表に同意した者

（応募方法）

- 5 借受希望者の応募は、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 借受希望者は農地中間管理事業応募申込書（様式3号）に必要事項を記入の上、公社に直接提出するか、市町、若しくは公社の募集業務を受託した農協を通じて提出す

- るものとする。なお、郵送の場合は、募集期限の日の消印をもって有効とする。
- (2) 農地中間管理事業の応募申込書を提出後、止むを得ず取り下げを行う場合は、市町又は公社と協議するものとする。

(申込書の有効期限)

- 6 農地中間管理事業応募申込書の有効期限は、7の(1)又は(2)の公表の日の翌日から1年間とする。ただし、応募申込書の提出時に自動継続を希望した場合は、取下げ又は応募内容の変更の申し出がない限り継続されるものとする。

(公表)

- 7 法律第17条第2項の規定による募集に応じたものの公表は、インターネットによるものとし、次により行う。
- (1) 毎年度6月、9月、12月及び3月までに応募のあったものを、各月の次の月に速やかに公表する
- (2) 理事長が必要と認めた場合は、(1)以外に公表を行う。
- (3) 公表期間は、公表の日から、概ね1年間とする。

(その他)

- 8 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

様式1号（関係様式 様式3-6）

静農公第 号
平成 年 月 日

各 市 町 長 様

（農地中間管理機構）
公益社団法人静岡県農業振興公社
理 事 長 ○ ○ ○ ○

農地中間管理事業の募集区域について(照会)

平成26年3月24日付け公益社団法人静岡県農業振興公社農地中間管理事業規程3の(1)に係る平成 年度 月期農用地等借受希望者の募集を行いますので、募集する区域を下記により報告願います。

なお、当公社では本事業の活用による農地の利用集積をいっそう推進するため、今回、貴市町内の区域で空白区ができないよう公募区域を設定していただくよう、県下全域を公募区域として公募を行うこととしておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 報告様式 別紙募集要領様式2号
- 2 報告期限 平成 年 月 日()必着
- 3 報告先 公益社団法人静岡県農業振興公社農地集積課
- 4 公募期間 平成 年 月 日から 月 日まで
- 5 その他 別紙「 月全域公募の推進について」を参考に公募区域の設定をお願いします。

(注) 今回の募集に係る貴職受付窓口について、公募資料の配置、及び「農地中間管理事業応募申込書」の受付窓口一覧表（様式3-3）の報告を併せてお願いします。

